

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設ゆうゆう村（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、利用日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額60万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 利用者が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取りをすること。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び利用者の身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超える判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払うものとします。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月5日前後に発行します。利用者及び身元引受人は、連携して、当施設に対し、月毎の料金の合計額を毎月5日から15日までの間に窓口、あるいは毎月15日(土日祝日の場合は翌営業日)に口座振替(中国銀行)において支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意志を表示した場合その利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適応されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利

用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、家族の文章による同意を得たのち、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の事項を実施します。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員へ周知徹底します。
- ② 虐待防止のための指針の整備をします。
- ③ 虐待防止のための定期的な研修を実施します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協

力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び県、市町村又は保険者に対して速やかに連絡します。
- 4 当施設は、事故が発生した場合には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する意見箱「みなさまの声」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第14条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又はその家族と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

〈別紙 1〉

＜老人保健施設ゆうゆう村のご案内＞

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設ゆうゆう村
- ・開設年月日 平成元年 5 月 15 日
- ・所在地 岡山県高梁市東町 1866-3 番地
- ・電話番号 0866-22-0666 ・ファックス番号 0866-22-0665
- ・管理者名 松井秀樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3350980003 号)
- ・介護保険指定年月日 平成 12 年 4 月 1 日

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(介護老人保健施設の運営方針)

- 1 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施します。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者または家族の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその身元引受人の了解を得ることとします。

(3) 施設の職員体制

職 種	人 員 (人)	夜勤体制 (人)	業 務 内 容
管理者	1		施設の管理運営
医 師	1 以上		利用者の診療及び健康管理
事務長	1		施設長の補佐、施設運営
薬剤師	1		薬剤管理
看護職員	10 以上	5 程度	看護業務
介護職員	25 以上		利用者の生活介護
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1 以上		利用者の心身のリハビリテーション
管理栄養士・栄養士	1 以上		栄養管理、指導
介護支援専門員	1 以上		施設サービス計画の作成
支援相談員	1 以上		相談援助業務
事務職員	2 以上		施設の事務全般
業務員	1		施設の営繕、運転業務

(4) 入所定員等 ・定員 100 名

・療養室 個室 6 室、 2 人室 19 室、 4 人室 14 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
朝食 8 時 00 分～ 昼食 12 時 00 分～ 夕食 17 時 30 分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 在宅復帰支援機能サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ 理美容サービス（原則月 2 回実施します。）
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

＊ 協力医療機関

- ・名 称 高梁中央病院
- ・住 所 高梁市南町 5 3 番地

＊ 協力歯科医療機関

- ・名 称 妹尾歯科医院
- ・住 所 高梁市東町 1 9 0 1 番地

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせないので、食事の持ち込みはご遠慮ください。
また、おやつ等のご持参も食中毒や窒息の原因になりますのでご遠慮ください。
- ② ご家族との交流は、ご利用者にとってはなによりの心の支えになっています。ご家族とご一緒時の豊かな表情は何ものにも代え難いものです。また外出や外泊は気分転換としても非常に有効です。出来るだけ面会や外出、外泊の計画をお願いします。正月やお盆の時、また個々の状況に応じて面会や外出、外泊についての連絡をさせていただくことがありますので、ご協力よろしくをお願いします。
- ④ 面会は、午後 2 時から午後 4 時です。
- ④ 外出・外泊は、職員に申し出て、施設の許可を受けてください。
- ⑤ 飲酒は、慎んでください。
- ⑥ 喫煙については、敷地内禁煙となっていますのでご理解ください。
- ⑦ 火気の取扱いは、禁止いたします。
- ⑧ 設備・備品の利用は、施設の案内に従ってご利用ください。
- ⑨ 所持品・備品等の持ち込みは、必要ないものは控えてください。
- ⑩ 金銭・貴重品の管理は、責任を負いかねますので持参は控えてください。
- ⑪ 入所中は、施設の依頼なしに他の医療機関での受診や投薬を受けることはできません。希望される場合は、必ず当施設へご相談下さい。医師の診察により、必要に応じて受診していただきます。外出・外泊時も同様ですので、医療機関への受診が必要となった場合はご連絡下さい。
- ⑫ 宗教活動、営利行為、特定の政治活動は禁止します。
- ⑬ ペットの持ち込みは、お断りします。
- ⑭ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

5. 非常災害対策

- ＊ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、泡消火器、誘導灯、自家発電装置、自動火災報知器、非常通報装置、避難階段、避難用滑り台、防災表示カーテン・カーペット、熱感知器、煙感知器
- ＊ 防災訓練 年 2 回以上夜間及び昼間を想定した火災時の消火・通報・避難訓練及び水害時の訓練を実施しています。

6. 事故発生時の対応

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ② 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要となった場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ③ 前2項のほか、当施設は利用者の家族等及び県、市町村又は保険者に対して速やかに連絡します。
- ④ 当施設は、事故が発生した場合には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話 0866-22-0666)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが各階に備えつけられた意見箱「みなさまの声」を、ご利用いただくこともできます。

また、当施設以外でも、市町村又は岡山県国民健康保険団体連合会に相談、苦情を申し立てる事ができます。

高梁市健康福祉部高齢者支援課	電話	0866-21-0299
*保険者（市町村）が高梁市以外の方は各市町村介護保険担当課		
【	電話	】
岡山県国民健康保険団体連合会	電話	086-223-8811

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

<介護保健施設サービスについて>

(令和7年7月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ 医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇ リハビリテーション：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇ 生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 利用者一部負担金

介護保健施設サービス費

市町村が発行する介護保険証の要介護度及び介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。(以下は負担割合が1割の方の1日当たりの料金です。介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額になります。)

*基本料金(施設種別:在宅強化型)

個室の場合		多床室の場合	
・要介護1	788円	・要介護1	871円
・要介護2	863円	・要介護2	947円
・要介護3	928円	・要介護3	1,014円
・要介護4	985円	・要介護4	1,072円
・要介護5	1,040円	・要介護5	1,125円

- *初期加算 (I) 医療機関に定期的に空床情報について共有し、医療機関に入院後30日以内に退院された方が入所した場合・・・ 60円/日
(II) 入所後30日間に限り加算・・・ 30円/日

- * サービス提供体制強化加算 22 円／日
介護職員の総数のうち介護福祉士 70 % 以上あるいは勤続 10 年以上の介護福祉士が 35 % 以上配置
- * 夜勤職員配置加算 24 円／日
- * 外泊時費用
外泊された場合には、初日と最終日を除き 1 月に 6 日を限度として、基本料金に代えて 362 円×日数分が算定されます。
在宅サービスを利用する場合は初日と最終日を除き 1 月に 6 日を限度として、800 円×日数分が算定されます。
- * 入所前後に訪問指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
 - ① 入所前後訪問指導加算 (Ⅰ) 450 円
 - ② 入所前後訪問指導加算 (Ⅱ) 480 円
 - ③ 試行的退所時指導加算 400 円
 - ④ 退所時情報提供加算 (Ⅰ) 500 円
居宅へ退所する場合、退所後の主治医へ情報提供した場合
 - ⑤ 退所時情報提供加算 (Ⅱ) 250 円
医療機関へ退所する場合、退所後の医療機関へ情報提供した場合
 - ⑥ 入退所前連携加算 (Ⅰ) 600 円
 - ⑦ 入退所前連携加算 (Ⅱ) 400 円
 - ⑧ 訪問看護指示加算 300 円
- * 協力医療機関連携加算 (Ⅰ) 50 円
- * 栄養管理等を行った場合は、下記の料金が加算されます。
 - ① 栄養マネジメント強化加算 11 円／日
 - ② 経口移行加算 28 円／日
 - ③ 経口維持加算 (Ⅰ) 400 円／月
 - ④ 経口維持加算 (Ⅱ) 100 円／月
 - ⑤ 療養食加算 6 円／食
 - ⑥ 再入所時栄養連携加算 200 円／回
入院先医療機関と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
- * リハビリ等を行った場合
 - ① 短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅰ) 258 円／日 (3 月以内)
 - ② 短期集中リハビリテーション実施加算 (Ⅱ) 200 円／日 (3 月以内)
- * かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ) イ 140 円／回
入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ) ロ 70 円／回
施設において薬剤を評価・調整した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅱ) 240 円／回
(Ⅰ) に加え服薬情報を厚労省に提出した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅲ) 100 円／回
(Ⅱ) に加え退所時に入所時と比べて 1 種類以上減薬した場合

- * 緊急時治療管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 518円／日
入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により医療行為が行われた場合
- * 所定疾患施設療養費（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239円／日
肺炎や尿路感染症、带状疱疹等を発症し、施設内で投薬、検査、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 480円／日
- * 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・ 150円／月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・ 120円／月
- * 認知症行動・心理症状緊急対応加算・・・・・・・・・・・・ 200円／日
- * リハビリマネジメント計画提出料加算（Ⅱ）・・・・・・・・ 33円／月
- * 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13円／月
- * 排せつ支援加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10円／月
排せつ支援加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15円／月
排せつ支援加算（Ⅲ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20円／月
- * 自立支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300円／月
- * 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40円／月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60円／月
- * 安全対策体制加算（入所時1回）・・・・・・・・・・・・・・ 20円／回
- * 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・ 10円／月
感染症発生時の対応を確保しており、医療機関と連携し適切に対応している場合
かつ、研修等に1年に1回以上参加していること
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・ 5円／月
要件を満たす医療機関から3年に1回以上感染の制御等に係る実地指導を受けていること
- * 新興感染症等施設療養費（1月に1回5日を限度） 240円／回
- * ターミナルケア加算 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断し、入所者又は家族の同意を得て計画を作成し医師・看護師・介護職員等が共同してターミナルケアが行われた場合
死亡日45日前～31日前 72円／日
死亡日30日前～ 4日前 160円／日
死亡日前々日 ～ 前日 910円／日
死亡日 1,900円／日
- * 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 所定単位×7.5%
介護職員の処遇改善計画策定や実施、報告等必要な条件を満たした場合

（2）その他の料金

- ① 食費（1日当たり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,760円
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）
 - ・従来型個室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,700円
 - ・多床室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 430円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

③ 特別な室料 (1日当たり)

- ・ 個室 1, 100円 (税込)
- ・ テレビ設置 110円 (税込)
- ・ 冷蔵庫設置 110円 (税込)

(テレビ、冷蔵庫は電気代を含む)

④ その他 (利用者が選定する日常生活費、電気代、日用品費、洗濯代、クラブ活動費、行事代、理美容代等) は、別途料金表をご覧ください。

(3) 支払い方法

毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払いください。
銀行口座振替の場合は毎月15日 (土日祝の際は翌営業日) となります。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

個人情報の利用目的

(平成18年4月1日現在)

老人保健施設ゆうゆう村では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －施設外において行われるサービス向上のための学会・研究会等での研究発表（この場合は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。）

<別紙 4>

施設入所利用料金表

1. 利用者一部負担金

*介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じて得られた額になります。

項 目	金 額 （１割負担の場合）		備 考
基 本 料 金	個 室	多床室	
要介護 1	7 8 8円／日	8 7 1円／日	全員
要介護 2	8 6 3円／日	9 4 7円／日	
要介護 3	9 2 8円／日	1 0 1 4円／日	
要介護 4	9 8 5円／日	1 0 7 2円／日	
要介護 5	1,0 4 0円／日	1,1 2 5円／日	
初期加算（Ⅰ）	6 0 円×日数分（入所後3 0 日を限度）		（Ⅰ）か（Ⅱ）いづれか全員
初期加算（Ⅱ）	3 0 円×日数分（入所後3 0 日を限度）		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2 円／日		全員
夜勤職員配置加算	2 4 円／日		
外泊時費用	3 6 2 円×日数分（1月に6日を限度）		該当者
外泊時費用（在宅サービスを利用）	8 0 0 円×日数分		
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	4 5 0 円		該当者
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	4 8 0 円		
試行的退所時指導加算	4 0 0 円		
退所時情報提供加算（Ⅰ）	5 0 0 円		
退所時情報提供加算（Ⅱ）	2 5 0 円		
入退所前連携加算（Ⅰ）	6 0 0 円		
入退所前連携加算（Ⅱ）	4 0 0 円		
訪問看護指示加算	3 0 0 円		
栄養マネジメント強化加算	1 1 円／日		全員
経口移行加算	2 8 円／日		該当者
経口維持加算（Ⅰ）	4 0 0 円／月		該当者
経口維持加算（Ⅱ）	1 0 0 円／月		該当者
療養食加算（1食）	6 円／食		該当者
再入所時栄養連携加算	2 0 0 円／回		該当者
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	5 0 円／月		全員
短期集中リハビリ実施加算（Ⅰ）	2 5 8 円／日 （3ヶ月以内）		該当者
短期集中リハビリ実施加算（Ⅱ）	2 0 0 円／日 （3ヶ月以内）		
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	1 4 0 円／回		該当者
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	7 0 円／回		
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	2 4 0 円／回		
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	1 0 0 円／回		
緊急時治療管理	5 1 8 円／日		該当者

所定疾患施設療養費（Ⅰ）	239円／日（1月に7日を限度）	該当者
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	480円／日（1月に10日を限度）	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150円／月	該当者
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120円／月	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	
リハビリマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	33円／月	該当者
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円／月	該当者
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円／月	
排せつ支援加算（Ⅰ）	10円／月	該当者
排せつ支援加算（Ⅱ）	15円／月	
排せつ支援加算（Ⅲ）	20円／月	
自立支援推進加算	300円／月	全員
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円／月	全員
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円／月	
安全対策体制加算	20円（入所時に1回）	該当者
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10円／月	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円／月	
新興感染症等施設療養費	240円／日（1月に5日を限度）	該当者
ターミナルケア加算		該当者
死亡日45日前～31日前	72円／日	
死亡日30日前～4日前	160円／日	
死亡日前々日～前日	910円／日	
死亡日	1,900円／日	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×7.5%	全員

2. その他の料金

施設の設定する食費	1,760円／日	全員
施設の設定する居住費	個室 1,700円／日 多床室 430円／日	全員
特別な室料	1,100円／日（税込）	個室利用者
冷蔵庫設置加算	110円／日（税込）	希望者（個室利用者）希望者（個室利用者）
テレビ設置加算	110円／日（税込）	

箱ティッシュ	1 0 0 円	希望者
義歯ブラシ	6 0 0 円	
歯ブラシ	1 5 0 円	
舌ブラシ	3 5 0 円	
口腔用スポンジ歯ブラシ	1 2 0 0 円	
口腔用不織布	8 0 0 円	
義歯洗浄剤	6 0 0 円	
マスク（1箱）	8 0 0 円	
ウェットティッシュ（ケース付）	3 7 0 円	
ウェットティッシュ（詰替用）	2 4 0 円	
ビニール袋（50枚）	2 5 0 円	
保湿クリーム	1 9 0 0 円	
クラブ活動費・行事費	実費（税込）	希望者
洗濯代	1 回 2 7 5 円（税込）（必要時靴等）	希望者
電気代 A	1 件 5 5 円／日（税込）（テレビ、電気毛布）	希望者
B	1 件 3 3 円／日（税込）（ポット、ラジオ）	
C	3 3 0 円／月（税込み）（携帯電話）	
理美容代	調髪 3,000 円 丸刈り 2,500 円	希望者

☆食費・居住費（滞在費）については、所得によっては減額になる方もあります。

減額を受けるためには、市町村の窓口へ申請し「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。

介護老人保健施設入所利用同意書

老人保健施設ゆうゆう村を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名

<署名代行者>

住 所
氏 名
署名代行した理由

<利用者の身元引受人>

住 所
氏 名

老人保健施設ゆうゆう村
管理者 松井秀樹 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の発行先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

説明担当者 職 氏名